

昭和五十六年二月六日受領
答 弁 第 七 号

(質問の 七)

内閣衆質九四第七号

昭和五十六年二月六日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員草川昭三君提出丸山ワクチンに対する不公正な行政措置に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員草川昭三君提出丸山ワクチンに対する不公正な行政措置に関する質問に
対する答弁書

一について

御指摘の厚生省薬務局長の談話は、中央薬事審議会における「SSM―注射液」の審議を踏まえてなされた発言内容が報道されたものである。

二について

医薬品の製造の承認については、中央薬事審議会において、医学、薬学等の学問水準に照らし、公正な立場から審議が行われてきており、「SSM―注射液」についてもその審議結果を尊重して対処することとしている。

三について

クレスチン及びピシバニールについては、中央薬事審議会において審議された結果、総合的評価において有効性が認められるとされたが、「SSM―注射液」については、中央薬事審議会において、その有効性を確認するには未だ資料が不十分であるとされ、現在追加資料の提出を求め、なお審議を継続しているところであり、「SSM―注射液」の評価の内容等については、適当な時期に明らかにしたいと考えている。

四について

抗悪性腫瘍剤しゅようの承認についても、その有効性と安全性を比較衡量の上、医療上の価値を判断して行うものであり、この原則に変更はない。

五について

「SSM―注射液」については、中央薬事審議会において、抗悪性腫瘍剤しゅように関する基準に基づいて公正な立場から審議が行われてきており、その結果未だその有効性を確認するに至つてい

ないものであつて、御指摘のような不公正な行政措置にはならないと考へている。
右答弁する。